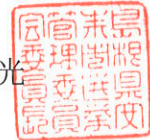


安来市選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項、第5条第1項及び第15項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1又は6分の1の数は別紙のとおりである。

令和8年9月1日

安来市選挙管理委員会委員長 村上正光



直接請求の種類	根拠規定	50 分の 1、6 分の 1 又は 3 分の 1 の数
市条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第 74 条第 1 項	588
市の事務並びに市長及び市の 教育委員会、選挙管理委員会、 公平委員会、農業委員会その他 法定又は条例に基づく委員会 又は委員の権限に属する事務 の執行に関する監査の請求	地方自治法第 75 条第 1 項	
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する 法律第 4 条第 1 項及び第 5 条 第 1 項	
投票実施の請求	市町村の合併の特例に関する 法律第 4 条第 11 項及び第 5 条 第 15 項	4, 900
市議会解散の請求	地方自治法第 76 条第 1 項	9, 800
市議会の議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	
市長の解職の請求	地方自治法第 81 条第 1 項	
副市長並びに市の選挙管理 委員会の委員及び監査委員の 解職の請求	地方自治法第 86 条第 1 項	
市の教育委員会の委員の解職 の請求	地方教育行政の組織及び運営 に関する法律第 8 条第 1 項	